

江東区監査委員告示第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、平成28年度財政援助団体等監査の結果に対し、江東区長から措置の通知があったので、別紙のとおり公表する。

なお、豊島委員及び徳永委員は、就任前のため、本監査には関与していない。

平成29年6月15日

江東区監査委員	伊藤貫造
同	秋田茂夫
同	豊島成彦
同	徳永雅博

平成28年度財政援助団体等監査 指摘事項措置報告書

[こども未来部保育課]

指摘事項

ア 指定管理料の積算について

区は、法人に対し、「江東区南砂第二保育園の管理に関する基本協定書」に基づき「江東区南砂第二保育園の年度協定」を締結した上で、前金払として指定管理料の分割支払をしている。年度終了後、法人から提出される事業報告書及び決算書類を元に金額を精査し、指定管理料を確定している。そして、契約変更を行い、支払の最終回で支払額を調整している。

この中で、区は、「江東区延長保育事業費補助要綱」（以下「本要綱」という。）に基づき、指定管理料の一部を算定している。

本要綱による指定管理料は、延長保育事業にかかる経費としての常勤保育士及び非常勤保育士の雇用経費並びに受託児童数に応じた加算額の合計額から保育園が受託児童の保護者から徴収した保育料を減じた額により算定される。

今回の監査で法人より提出された平成27年度の事業報告書等を確認したところ、平成27年6月及び平成28年2月の受託児童数並びに平成27年8月の延長保育料について利用実績の報告数値に誤りがあり、計3,300円が法人に対し過大に支出されていた。

区は、法人と協議の上、平成27年度の指定管理料が適正な金額となるよう調整を図られたい。また、交付申請・実績報告の際に適正な審査を行うとともに、指定管理料算定の基礎となる各要綱等の適用に当たっては誤りのないよう万全を期されたい。

イ 消防用設備等の点検について

消防用設備等の点検については、消防法第17条の3の3により、設置義務のある建物の関係者（所有者・管理者・占有者）が定期的に点検を行い、その結果を消防長又は消防署長に報告する義務があり、点検防火対象物や点検実施者についても、同法施行令第36条第2項により細かく定められている。

また、同法施行規則第31条の6及び平成16年消防庁告示第9号によると、機器点検については、6か月に1回、総合点検については1年に1回実施し、結果報告を特定防火対象物については1年に1回、非特定防火対象物については3年に1回行うこととされている。

しかしながら、今回の監査で確認したところ、平成27年度においては、機器点検について失念により年1回の実施となっており、法令を遵守しているとは言い難い状況であった。加えて、区への実績報告においては、機器点検につき年2回実施した旨の記載があり、施設管理に関し正確な報告がなされていない。

消防用設備等の点検は、災害発生時にその設備が確実に機能するよう、消防法で定められている点検であり、法定点検回数を遵守し、機器の安全性を確認することは、建物管理者としての法人の義務である。

区は、実績報告書等の関係書類を確認するなど消防用設備等の点検状況を的確に把握するとともに、法人が施設の管理運営を担うものとして、消

	<p>防法の意義を踏まえ適正に消防用設備等の点検を実施するよう指導・監督を行われたい。</p>
<p>措置事項</p>	<p>ア 指定管理料の積算について 上記の指摘にあるように、平成27年度の指定管理料について、3,300円が過大に支出されていたため、過払い分の3,300円を平成28年度中に戻入した。 今後、同様の誤りが生じないよう、区においては、実績報告書作成における指導を徹底するとともに、法人側においても、延長保育事業の管理簿作成時の再確認体制を構築するなど、適正な指定管理料の支出に努めていく。</p> <p>イ 消防用設備等の点検について 法人が、点検業者と実施回数や日程の確認を行いながら法定点検回数を順守するよう、指導するとともに、関係書類等の確認により適正に点検が実施されているか指導する。</p>